

大学院修士課程段階における「授業料後払い制度」について

◆制度の概要

授業料後払い制度とは、大学院修士課程（博士前期相当の課程を含む）や専門職学位課程の在学者が、在学中は授業料を納付せず、卒業後の所得等に応じて納付（後払い）できるという制度です。

実際の方法としては、機構が授業料相当額の奨学生（支援対象授業料）を奨学生に貸与したものとして原則学校に振り込み、卒業後に、所得に応じて（大学ではなく）機構に返還していただくるものです。

授業料後払い制度では、授業料相当額の支援を含む「授業料支援金」と、在学中の生活費の支援である「生活費奨学生」の2つの支援を無利子で受けることができます。なお、生活費奨学生は、学校ではなく奨学生本人の口座に振り込みます。

支援対象授業料を学校に振り込むには、当該学校と機構の間で、振り込まれた奨学生の取扱いに関する契約を締結している必要があります。本学は、契約締結校となっています。

◆授業料支援金

年額 776,000 円 * 半期 388,000 円

◆留意すること

支援金は、本学の授業料に足りないので、差額を納入する必要があります。※1
入学金及び施設維持費は本制度の対象ではないため、後払いの対象にはなりません。

※1 支援額の試算

776,000 円（支援額） - 1,000,000 円（授業料年額） - 350,000 円（施設維持費）

= △574,000 円

よって 574,000 円を定められた期日までに納入することが必要です。

なお、本学音楽学部卒業生以外の方は、さらに 300,000 円の入学金が必要になります。

◆希望する場合の書類提出について

「授業料後払い制度」希望申請書（ホームページからダウンロードしてください）
2025 年度入学者用「貸与奨学金」案内配付後、インターネット（スカラネット）による奨学金の申込みをしていただきます。（2026 年 3 月末頃）

本件に関する問い合わせ先
学事部学生生活
TEL : 082-225-8006
Mail : gakusei01@eum.ac.jp

大学院修士段階「授業料後払い制度」希望申請書

以下、必要事項を記入のうえ提出してください。

| | | |
|----------|-----------------------------------|--|
| 進学先 | エリザベト音楽大学大学院 修士課程 音楽研究科 専攻 () | |
| ふりがな | | |
| 氏名 | | |
| 学籍番号 | | |
| 出身大学 | | |
| 住所 | 〒 | |
| 電話番号（携帯） | | |
| メールアドレス | | |

※ 不認定となった場合には、提出された書類は本学にて責任を持って破棄します。